

内閣参質二〇一第一〇九号

令和二年五月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員牧山ひろえ君提出個人向け防護具の適切な供給の実現に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員牧山ひろえ君提出個人向け防護具の適切な供給の実現に関する質問に対する答弁書

一について

アイソレーションガウン及びフェイスシールドについては、令和二年四月から、国が製造業者等から買
い上げ、都道府県に配布しており、同年五月八日時点において、アイソレーションガウンは約百四十六万
枚、フェイスシールドは約二百四万枚を配布しているところである。これらについては、都道府県に対し、
各医療機関等の在庫状況等に係る政府の調査に基づき、必要性や緊急性等を判断し、新型コロナウイルス
感染症の患者を受け入れる医療機関等に配布するよう求めており、御指摘の「五月下旬までの間に、・・・
・発生した場合」には、都道府県において適切に対応することになると考えている。

なお、御指摘の「WEB調査の活用による国の緊急配布」においては、アイソレーションガウン及びフ
ェイスシールドについても、同月十一日の週から、国から医療機関等に対して直接配布することとしてい
る。

二について

「サージカルマスク、長袖ガウン、ゴーグル及びフェイスシールド、の例外的取扱いについて」（令和

二年四月十四日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)により、防護具がなく
なつたときの代替品について、長袖ガウンは「体を覆うことができ、破棄できるもので代替可(カツパな
ど)」、ゴーグル及びフェイスシールドは「目を覆うことができるもので代替可(シユノーケリングマス
クなど)」であることを、都道府県等を通じて医療関係者に周知するとともに、国としてもこのような代
替品の確保に努めている。

三について

介護施設及び障害福祉施設(以下「介護施設等」という。)に対するマスク及び消毒用アルコールの供
給状況は、必ずしも十分とはいえないと認識している。

このため、マスクについては、介護施設等に対して、再利用可能な布製マスクの配布を行つており、消
毒用アルコールについては、製造業者の協力の下、介護施設等の要請数量等を踏まえ、都道府県等におい
て、当該介護施設等に対して優先的に供給している。

四について

お尋ねの「種類ごとのみならず、それぞれの品に関し、週ごと(ないし月ごと)の国内必要数(国内需

要・ニーズ）を把握」及び「輸入のコントロール」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、例えば、マスクについては、感染が拡大する可能性も踏まえながら、国内需要を見通し、一定量の供給量の確保を目指して、製造業者等に対する輸入拡大の要請や、国内生産設備の拡充に対する支援等を行っている。